

令和6年4月

今城小学校保護者 様

瀬戸内市立今城小学校
校長 恒 次 宏 晃

今城小学校における基本的な校内ルールについて

今城小学校では、児童が安全に安心して学ぶことのできる学校、保護者の皆様・地域の方々から信頼される学校をめざして、不祥事防止や情報管理等について校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めています。本年度のスタートにあたって、本校の校内ルールについてお知らせいたします。

保護者の皆様にも、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 児童との個別面談や個別指導

- ◆児童の個別指導は、事前に管理職に伝え、密室で児童と1対1の対応はしない。
- ◆不必要な身体接触を行わない。
- ◆児童の気持ちに寄り添う指導に努め、生徒指導上の問題行動には毅然とした対応をするが、いかなる場合も体罰を行うことは厳禁とする。
- ◆教職員が私的に児童・保護者の携帯電話（スマートフォン）番号やメールアドレスを取得・交換すること、携帯電話（スマートフォン）に電話することやSNS（メール、LINE、Facebook、X(旧 Twitter)、Instagram等を含む）をすることは禁止とする。
- ◆教職員が児童に連絡する場合、保護者から提出された連絡先に連絡をする。

2 職員の自家用車への児童の同乗禁止

- ◆原則として、児童を自家用車に同乗させることは禁止する。

3 情報管理

- ◆私有の情報機器、電子メモリー等は校内で使用することを原則禁止とする。
- ◆私有の携帯電話（スマートフォン）は、児童の教育活動を行う場では使用したり、持ち歩いたりしない。
- ◆業務用パソコン本体には、児童の個人情報を保存しない。
- ◆児童の個人情報に係る書類や電子データの校外への持ち出しは、原則禁止する。
- ◆児童の個人情報を私有の電子メモリー等に保存することは禁止する。

4 学校徴収金

- ◆校内で現金保管はせず、金融機関での通帳管理を原則とし、必ず保護者に決算報告を行う。
- ◆児童からは手渡しで集金を受け取る。
- ◆会計事務は必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳管理をする。

5 児童・保護者相談窓口

- ◆今城小学校管理職（校長・教頭） 086-942-2025
- ◆瀬戸内市教育委員会総務学務課（学務係） 0869-34-5640